なかよしすみれ保育園　重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1　施設運営主体

名　　称	社会福祉法人大阪福祉事業財団
所　在　地	大阪市城東区古市 1-7-8
電 話 番 号	06－6931－0098
代表者氏名	理事長　茨木　範宏

2　利用施設

施　設　の　種　類	保育所
施　設　の　名　称	なかよしすみれ保育園
施 設 の 所 在 地	大阪市城東区古市 1-21-3
連　　絡　　先	電話番号 06－6931－3350 ＦＡＸ　06－6931－8637
管　　理　　者	園長　増田　祐子
対　象　児　童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
認　可　定　員	０歳児　20 人　１歳児　22 人 ２歳児　22 人　３歳児　22 人 ４歳児　22 人　５歳児　22 人
利　用　定　員	満３歳以上の児童　52 人 満１歳以上満３歳未満の児童　43 人 満１歳未満の児童　15 人
開　設　年　月　日	1972 年　4　月　1　日
事　業　所　番　号	2710051003889
ホ　ー　ム　ペ　ー　ジ	http://nakayoshisumire.ed.jp



3　施設の目的・運営方針

なかよしすみれ保育園（以下「当園」という）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

(1)　当園は保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。

(2)　当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。

(3)　当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4　当園における施設・設備等の概要



(1)　施　設

2015 年 6 月に建替えた園舎です。

敷　地		837.14 ㎡
園　舎	構　造	木造　2 階建て
	延べ面積	816.72 ㎡
園　　庭		390　㎡

(2)　主な設備

設備	部屋数	備　　考
乳児室 1 階	２室 ２室	ひまわり組 うさぎ組
ほふく室	１室	ひまわり組
保育室 2 階	５室	ぞう組（２歳児クラス） らいおん組（３歳児クラス） にじ組（４歳児クラス） たいよう組（５歳児クラス） ぱんだ組（一時保育クラス）
遊戯室	１室	1 階ホール
調理室	１室	厨房、調乳室
事務室	１室	事務所、事務作業室、面談スペース 保健コーナー（簡易ベッド備え）
子育て支援室	1 室	2 階　なかよしルーム
職員更衣室、休憩室	2 室	2 階
会議室	1 室	2 階
面談室	1 室	1 階

5　提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成 30 年 4 月 1 日厚労告 141）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

（1）特定教育・保育及び時間外保育の提供

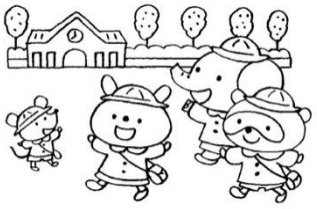

P. 7 の８に記載する時間において、保育を提供します。

（2）園の保育事業

１．0 歳児から 5 歳児までの保育

２．延長保育事業　7 時から 19 時までの保育

３．障がい児保育事業

４．子育て支援事業　育児相談、未入園親子子育て支援（赤ちゃん教室もぐもぐ・すくすくキッズ）

５．産休明け、育休明けの年度途中入所

６．一時保育事業

（3） 保育内容について

①子どもたちが心身ともに健康で健やかに育つよう発達に応じた保育を行います。

・「よく寝」「よく食べ」「よく遊ぶ」生活リズムをつくり、乳児はわらべうたあそび等を通して情緒の安定をはかります。リズム運動や散歩、戸外あそびでしなやかな体づくりを行い、表現あそび、描画・造形活動で自分の思いをのびのび表現することを大切にします。



・自然に親しみ、豊かな文化に触れ感性を磨きます。（和太鼓、歌唱、絵本、遠足等）

・やさしさや思いやりの心を育み、命や平和の尊さを伝える保育をします。
（生き物の飼育、畑での野菜栽培、平和教育）

・安全、安心な食材で豊かな給食を提供し、保育の中で作る喜びや楽しさを経験します。
（各年齢に応じたクッキング（ルッキング）、和菓子の日、ふりかけ作り、食材展示など）

・アレルギー児の代替食を提供します。

②保護者が安心して預けられる保育園をめざします。

・保育園での様子が伝わるよう、連絡帳やクラスだより、壁新聞、懇談会、日々のコミュニケーションを大切にします。

・毎月、園だより、給食だよりを発行します。

・保護者会と共催で夏まつりを開催し、親子で交流し楽しめる取り組みを行います。

・「１年生のつどい」「６年生のつどい」を開催し、卒園後のつながりを大切にしています。

③地域の中に役立つ保育園をめざします。

・子育て支援事業をしています。（赤ちゃん教室もぐもぐ・すくすくキッズ）

・年４回地域新聞「なかよし通信」を発行し保育園の様子や子育て情報を発信しています。

・高齢者や学童児との世代間交流を行います。

・一時保育事業を行っています。

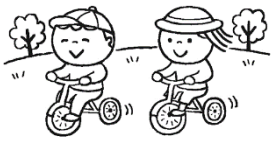

(3) 送迎等について

保護者が送迎を行います。

6 職員の職種、員数及び職務の内容

2026 年 4 月 1 日現在

職　種	職務の内容	員数	常勤	非常勤
園長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1	0
副園長	園長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育をつかさどる	1	1	0
総主任・主任	副園長を助け、現場を統括し、保育業務に従事する	4	4	0
保育士	保育に従事し、その計画の立案・実施・記録などの業務を行う	22	19	4
栄養士 調理師	発達段階に応じた献立を作成する 献立に基づき、給食及びおやつを調理する	3 1	2 1	0
看護師	保育に従事し園児の健康管理業務を行う	1	1	0
その他	朝夕の保育補助	2	2	0
事務員	会計業務、事務を行う	2	1	1

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年３月 30 日大阪市条例第 49 号。以下「条例」という。)」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

＜各職種の勤務体系＞

職　種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（ 9：30～17：30）
副園長	正規の勤務時間帯（ 9：30～17：30）
保育士	正規の勤務時間帯（ 7：00～19：00）
栄養士、調理師	正規の勤務時間帯（ 8：30～16：30）
看護師	正規の勤務時間帯（ 8：30～16：30）

※　ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※　職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7　保育を提供する日



保育を提供する日は、月曜日から土曜日までです。

ただし、**年末年始（12 月 29 日から１月４日）**、及び日曜・祝祭日は**休園**となります。

また、行事等で家庭保育協力をお願いする場合があります。

8　保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1)　保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7 時から 18 時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します)。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、19 時までの範囲内で、時間外保育（延長保育）を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります)。

延長保育が必要な方は、延長保育申請書、及び保護者の勤務先証明書（職場発行）を提出してください。

(2)　保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8 時から 16 時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します)。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7 時から 8 時まで又は 16 時から 19 時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります)。

9　食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

(1)　食事の提供方法　**自園調理**



(2)　食事の提供を行う日　※　献立表は毎月別途お知らせします。「食事だより」

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時00分頃	11時頃	15時頃	
1歳児	9時00分頃	11時頃	15時頃	
2歳児	9時15分頃	11時15分頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		11時30分頃	15時頃	
5歳児		11時30分頃	15時頃	

(3)　アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応　・　食物アレルギー対応マニュアル有

(4)　栄養士の配置状況

職務の内容	職員数	常勤	非常勤	備考
園児の栄養指導及び管理	3	3	0	

10　利用料金

(1)　特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2)　保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払いは口座引き落としとして徴収させていただきます。

11　特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのあるこどもとないこどもがともに育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

12　利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき、当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が、本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。



13　利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

(1)　園児が小学校に就学したとき

(2)　児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(3)　その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

14　嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1)　小児科

医療機関の名称	すみれ病院
医院長名又は医師名	今西照子
所　　在　　地	大阪市城東区古市 1-20-85
電　話　番　号	06－6934－5611

(2)　歯科

医療機関の名称	玉川歯科
医院長名又は医師名	玉川尚美
所　　在　　地	大阪市城東区関目 3-13-2
電　話　番　号	06－6931－1214

15　緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変や怪我をした場合等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。



16　非常災害時の対策、安全管理対策について

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災・防犯設備	・自動火災報知機　有　・誘　導　灯　有 ・ガス漏れ報知機　有　・非常警報装置　有 ・非常用電源　有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防炎処理　有 ・非常食の備え　有 ・防災頭巾 ・非常通報装置 ・カメラ付きインターホン、電子錠 ・防犯カメラ６台
避難・消火訓練	・火災想定及び地震想定での避難訓練を毎月、実施しています。 年２回消防署立ち合いで通報、消火訓練も行っています。 ・不審者対応訓練を行っています。
緊急事故対応研修	救急救命講習、ＡＥＤ講習を実施しています。
その他	・散歩時に救急箱や笛を携帯しています。 ・警備会社セコムと契約し安全管理に努めています。

＊災害時の指定避難場所は　大阪産業大学附属高等学校です。災害時に連絡が不可能な場合は避難場所にお迎えにきてください。

17　虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

(1)　「一人ひとりを大切に」人権尊重の保育を行っています。

(2)　虐待防止マニュアルを作成し運用しています。

(3)　職員がセルフチェックリストで保育を振り返り、毎月、虐待防止委員会を開催しています。



18　要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、ご要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者　　植田　美奈子（副園長） ・ご利用時間　　８：３０～１９：００ ・電話番号　　０６-６９３１-３３５０ ・ＦＡＸ番号　０６-６９３１-８６３７ 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
第三者委員	鳴川真弓 山内泰典 山崎健逸 田尾直樹 塩見能和	電話番号　０６－６９３２－１８６４ ０６－６９５３－３１６１ 監事

※　上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

19　利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	独立行政法人日本スポーツ振興センター、賠償責任保険
保険の内容	賠償・損害保険
	上記、保険の支給額の範囲で解決し保障をします。

20　園児の利用状況　　（毎年度５月１日現在）

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
０歳児	12 人	3 人	10 人
１歳児	22 人	22 人	20 人
２歳児	21 人	22 人	22 人
３歳児	22 人	20 人	21 人
４歳児	22 人	21 人	18 人
５歳児	19 人	22 人	22 人

21　第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項　目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	平成 21 年度受審 平成 27 年度受審 令和 2 年度受審	ＨＰ公表 ＨＰ公表 ＨＰ公表
自己評価の実施状況	毎年度実施	2023 年度 12 月　実施 2024 年度 12 月　実施 2025 年度 12 月　実施

22　子ども・子育て支援法第 39 条第３項、第５項の規定により公表・公示された旨

なし

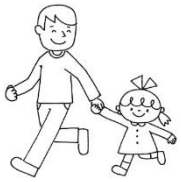

23　当園におけるその他の留意事項

喫煙：当園の敷地内はすべて禁煙です。

駐車：保育園周辺の道路は全面駐車禁止です。

降園：開園時間は 7：00～19：00 です。19：00 には降園できるようご協力をお願いします。

別表

1　保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容，負担を求める理由及び目的	金額
卒園に係る費用	５歳児たいよう組 卒園アルバム等卒園にかかる実費相当額	月額　1,000 円 年間　12,000 円程度
２号認定を受けた 子どもに係る給食費	３歳児以上 （らいおん、にじ、たいよう組） 幼児主食費	月額　2,000 円
	副食費	月額　4,900 円
行事に係る費用	遠足、観劇、持ち帰りの教材	実費徴収 ※2025 年度の実績参照
保護者会費	保護者会活動、交流等	年額　1,200 円

※2025 年度の実績より

（在園児）

持ち帰りの教材（誕生会、運動会おみやげ、プレゼント他）1,200 円程度

５歳お泊り保育　8,900 円　雪あそび遠足 5,300 円　その他の教材 1,000 円程度

用品代　０歳：　1,060 円

１歳：　3,700 円

２歳：10,600 円　　リュック：4,000 円

３歳：　9,650 円　　トレーナー：2,550 円　体操服：2,900 円～3,480 円

ズボン：2,600 円～3,450 円

＊サイズによって値段の変動があります。

４歳：3,660 円

（新入園児）

用品代　０歳：5,210 円　１歳：5,210 円　２歳：7,850 円　３歳：16,700 円

4 歳：16,860 円

※用品によっては値上がりしているものもあります。

2　時間外保育に係る利用者負担

⑴ 標準時間認定の方が 18 時から 19 時までの延長保育を利用した場合は、大阪市の延長事業利用申請書と利用月額 3,000 円を徴収します。18 時から 18 時半までの場合は 2,500 円となります。

⑵ 短時間認定の方が 8 時以前 16 時以降利用された場合は、15 分/100 円の利用料を徴収します。

⑶ 標準時間認定の方が 18 時以降利用された場合、15 分/100 円の利用料を徴収します。

＜入園・進級にあたっての確認事項＞

《食事・食育について》

・食べることは健康な体づくりだけでなく、豊かな心を育むことでもあります。給食も保育の重要な柱として大切にしています。
　食材は安全・安心な添加物の少ない新鮮なもの、国産品を使用するようにし、味付けは『薄味で手作り』な給食・おやつを大切にしています。しっかり咀嚼する力や嚥下力(飲み込む力)を育て、好き嫌いなく、楽しく食べる子をめざしています。

・給食を通して季節や行事を感じられる「誕生食」や「行事食」は子どもたちに人気です。全体でのクッキングでは、目の前で作る様子を見て給食時に食べます。玄関横の畑で野菜を育て、旬の野菜を収穫して食べる経験を通して食材への関心を高めています。年齢に応じたクッキング楽しみ、包丁やピーラーなどの道具を使う経験もします。自分たちで作った料理を食べる子どもたちの表情はまた格別です。

・幼児クラスになると、年 4 回「和菓子の日」があります。季節感のある手作り和菓子を、陶器のお茶碗と和皿で、普段と違った雰囲気の中、食べる機会を作っています。

・献立表は、幼児食、離乳食にわけて毎月発行します。
　給食とおやつは毎日、展示ケースに展示しているので子どもさんと一緒に見て帰ってください。

・7 時までの延長保育を利用するお子さんについては、午後 6 時半に軽いおやつを提供します。

《子どもさんの送迎について》

・登園のときは、子どもさんと一緒にクラスに行き、準備をしてから預けて下さい。
　健康状態や連絡事項があれば職員に伝えて下さい。薬や必要書類は必ず職員に手渡していただきますようお願いします。

・**登園は 9 時までに**してください。**遅刻、欠席の連絡も 9 時までに入れてください。ご連絡が無くお休みされている場合は園から確認の電話をさせていただきます。**

・登降園の際、**登降園カードリーダー**を玄関に設置していますので、お子さんの QR コードを必ず**大人の手で**かざして登降園のチェックをしてください（きょうだいがおられる方は、複数まとめて表示されます)。登降時間の把握が必要なため、QR コードを忘れた場合は事務所または職員に必ず時間を伝えて頂くようお願いします。

・お迎えのときは、職員に声をおかけ下さい。また、きょうだいの小さな子から迎えていただくようお願いします。

・**お迎えの時間は厳守してください。**
　やむを得ずお迎えが遅くなったり、いつもと違う方のお迎えの場合は事前に必ずご連絡ください。
　連絡がない場合は保護者の方に連絡して確認させていただきます。

・土曜日は保護者の方がお休みの場合は家庭保育のご協力をお願いします。

・産休、育休などを含めてお仕事がお休みの場合は、9 時～16 時のご協力をお願いします。

・登降園の際、門の鍵は必ず保護者の方がお願いします。
　子どもさんは必ず保護者の方と一緒に門を出てください。
　門扉は安全のため開けたままの状態にしないよう、扉の上にある横鍵を必ずかけてください。
　（後から来られる方のために開けておくことは、大変危険ですのでご遠慮ください）

・お迎えの時に、先に子どもさんだけが園庭で遊んでいることのないようお願いします。また、遊具での事故が各地で発生しています。リュックサックやカバン、上着のフードが引っ掛かって重大な事故につながるケースがあります。遊具には適正年齢がありますので、適正年齢を守って使用してください。

（うんてい・八角ジムは 4 歳からです。またうんていは日中遊ぶときはマットを使用しています。）

・門扉は電子錠です。門の開閉は保護者の方でお願いします。防犯上、開園時間(午前 7 時～午後 7 時)のすべてを施錠させていただきますので、保育園に出入りされる場合は、暗証番号を押してお入りください。 2026 年度の暗証番号は １５１５Ｅです。

《駐輪・駐車について》

・自転車は駐輪場へ整理してとめてください。また乗り降りの際には、走行中の車や自転車に十分ご注意ください。行事の際は駐輪場もしくは北側フェンス沿いにとめていただきます。

・自動車の駐車については、駐車場がありませんので車での送迎を控えてください。

道路への駐車は禁止です。（園前は学童児の通学路であり、近隣のご迷惑になります）

＊駐車等でのトラブルや事故など駐車場内での事故・盗難等につきましては、一切の責任を負いかねますので予めご了承ください。

（車で送迎される場合は、隣の共済会館の駐車場が空いている場合はそちらに駐車していただくか、コインパーキングをご利用ください。）



《連絡事項・変更などについて》

・氏名、住所等の連絡先、勤務先、保育時間変更など、届け出事項に変更が生じた場合は申請書を提出してください。（異動届）

また、育児休業を取得する際については、復職(予定)証明書が必要です。用紙は事務所にありますので取りにきてください。

（掲示板にも変更で届け出が必要な書類を記載しています。）

・出張やお休みで、勤務先におられない場合は、必ず担任に連絡先をお知らせください。体調の変化や災害時など急な連絡が必要な場合があります。連絡がつかないと困りますのでお願いします。

《臨時休園について》

・午前７時の時点で、**暴風警報・特別警報**が発令されているときは、臨時休園となります。

午前 10 時までに解除された場合は保育を開始します。その際は、お弁当を持参してください。

・地震や災害、計画運休等により午前７時現在、「ＪＲ大阪環状線」及び「ＯｓａｋａＭｅｔｒｏ（ニュートラムを含む)」の**双方が全面運休**している場合、臨時休園となります。

保育中に地震が起き、交通機関に支障をきたした場合も、直ちにお迎えをお願いします。

保育開始前に市内で**震度５弱以上を観測したときは、**臨時休園になります。

保育中に起きた際は、直ちにお迎えをお願いします。

・園にいるときに警報（暴風・大雨の際：河川レベル３）が発令されたときは、コミュなびより連絡します。直ちにお迎えをお願いします。

＊緊急時に使用していた携帯連絡網は終了となり、2026 年度からコミュなびアプリを導入します。メール登録については３月３１日に園で削除させていただきます。

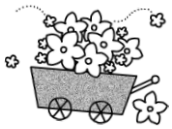

《アレルギーの対応について》

・厚生労働省の「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に基づき対応しています。
年々、食物アレルギーの子が増え、種類も複雑になっています。子ども達の命や健康を守るため、給食を作る調理室も、保育現場も一生懸命努力していますのでご協力をよろしくお願いします。

・食物アレルギー等がある場合は、お医者さんの指示書や**『食物アレルギーに関する生活管理表』**を提出していただき、園とご家庭の連携のもと進めていきます。定期的な受診、半年を目処に指導票の再提出もお願いします。また、食品の除去が解除になった時は、除去解除申請書の提出をお願いします。

アレルギー食は別調理をしていますので、**お休みされる時は必ず 9 時までに欠席連絡をいれてください。**

登降園の際、園内での飲食はアレルギーの誤食を防ぐため、おやめください。

＊当園が主に利用している病院は下記の通りです。

内科	すみれ病院、済生会野江病院
外科	関目病院、本田病院、済生会野江病院、上野外科
脱臼	関目病院
歯科	玉川歯科
眼科	松井眼科
皮膚科	としな皮膚科、山本皮膚科、細川皮膚科
耳鼻咽喉科	柿本耳鼻咽喉科

《病気や怪我の取り扱いについて》

・病気（熱、下痢、嘔吐、目の疾病など）の時は、回復後 24 時間は経過観察を行って下さい。
朝の検温で 37.5 度以上の場合はお預かりできない場合があります。

・登園後、発熱し **38 度以上の場合は連絡**いたしますので、1 時間以内でお迎えをお願いします。
また、お熱だけでなく**下痢や感染症の疑いのある場合**など、お子さんの健康状況により連絡しお迎えにきていただくことがあります。
当日の連絡先が変わる場合は、必ず登園時に職員に伝えていただくか、連絡帳にてお知らせください。

＊その他の登園目安（下痢や嘔吐など）は別紙“登園基準について”をお読みください。

・感染症・入院等の場合、医師の許可があるまで登園できません。
・流行性の病気にかかり、それが治癒した時は、かかりつけの医師の診断をうけてから必ず登園される前に「登園に関する意見書」を事務所へ提出をお願いします。
「登園に関する意見書」は、園のしおりに掲載しています。ホームページでダウンロードも可能です。病院が発行する登園に関する意見書でも構いません。

・兄弟姉妹が感染症にかかった場合は報告と、送迎の際、園に入室しないようにお願いします。

＊感染力の強いものに関しては、きょうだいは玄関で受け入れますので、インターホンを鳴らして職員までお伝えください。



・お家での骨折や縫合（ホッチキス）の怪我後の保育について
完治するまで集団生活の中で傷が悪化する可能性があるため、
ギプスが取れるまで、または抜糸が済むまでの間家庭保育を基本とさせていただきます。
登園の判断材料としては、
① 感染力が低下し、登園しても集団感染につながらないこと
② **お子さんの状態が毎日の集団生活に支障がないところまで回復していること**が大切です。
・怪我の原因となりますので、爪は短く切ってください。
・園から通院する場合の精算について、マイナンバー、保険証(資格証)は個人情報になる為、園でお預かりすることができません。通院後の精算は各家庭でお願いします。

《保育園での投薬について》
・**原則として保育園での投薬は一切いたしません。ホクナリンテープ、ムヒパッチもできません。**
病院等の専門機関でも誤飲が起こって問題になっています。特に小さいお子さんをお預かりしていますのでご理解のほどよろしくお願いします。
医師の診断を受ける際に「保育園に預けていて、保育園では原則として薬の服用ができないこと」を伝えて、ご相談ください。**目薬の点眼はお断り**しています。



《個人情報の管理について》
・個人情報管理規定（保育園玄関に掲示）に沿って管理しています。
・職員は施設内の個人情報に関する諸規定を厳守する旨の誓約書を提出し、個人情報の管理に努めています。
・個人情報の利用は、日常の保育活動・健康管理・通院・行政の申請・損害賠償保険以外に利用いたしません。
・保護者の皆さんには個人情報の利用目的について、書面で個人情報の提供・利用の承諾をお願いしています。
・**法人や園の広報紙・ホームページ・掲示板・研究活動に保育の様子を掲載します。**
写真掲載に不都合のある方は事務所までお知らせください。
・行事でビデオや写真を撮影された際、周りの姿も映るため個人情報になります。
SNS 等の掲載はしないでください。
個人情報の取り扱いに関して行政からの指導ですのでご理解をお願いいたします。

《諸費納入について》
・毎月の諸費については、口座引き落としとさせていただきます。後日、手続き等について詳細内容を別紙にて配布します。
諸費の内容
・別表にあります①保育の提供に要する実費に係る利用者負担金
③ 時間外保育に係る利用者負担金
・その他の用品（体操服、通園リュック、連絡帳、マジック、絵の具等）など

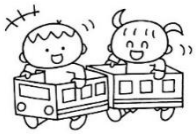

《その他》

・登降園に持ってきたおもちゃなどは、園内に持って入らないようにしてください。

・リュック・なかよしバックに付けるキーホルダーは１つにしてください。

・髪の毛のゴムはシリコンや飾り、小さいゴムは誤飲につながりますのでやめてください。

・行事には靴袋をご持参ください。

《ＭＥＭＯ》

